

○追手門学院大学スポーツ特定強化団体優秀者給付奨学金規程

2013年6月10日

制定

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学（以下「大学」という。）が強化する女子ラグビー部、女子サッカー部及び応援団において活動実績の優秀な者を選抜し、奨学金を給付することにより、大学のスポーツ活動を奨励し、全学のスポーツ活動の高度化・活性化を通じて大学の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 スポーツ特定強化団体とは、女子ラグビー部、女子サッカー部及び応援団の3団体とする。

(名称)

第3条 前々条の奨学金を追手門学院大学スポーツ特定強化団体優秀者給付奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学スポーツ特定強化団体優秀者給付奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資金)

第4条 本奨学金は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学の経常収入

(資格)

第5条 奨学生は、次の各号のいずれかの条件を満たしている者でなければならない。

- (1) 1年生は、指定スポーツ・文化型入試による入学者で、女子ラグビー部、女子サッカー部及び応援団に入部する者のうち、高等学校時代の課外活動において顕著な活動実績を挙げ、他の学生の模範であると所属するクラブの部長及び指導者から推薦を受けた者。
- (2) 2年生以上は、女子ラグビー部、女子サッカー部及び応援団に入部した者のうち、前年度において顕著な活動実績を挙げ、他の学生の模範であると所属するクラブの部長及び指導者から推薦を受けた者。

(出願)

第6条 1年生は、所属するクラブの部長及び指導者が出願書類提出期限までに推薦書を学生支援課に提出しなければならない。2年生以上は、所属するクラブの部長及び指導者が

前年度の12月中に推薦書を学生支援課に提出しなければならない。

(選考)

第7条 奨学生の選考は、学生支援委員会にて学業成績及びクラブでの個人の競技成績等から審査を行い、学長が決定する。

2 各クラブの奨学金採用人数は、学生支援課にて人数を決定し、選考を行う。

(金額、期間及び支給)

第8条 奨学金は給付制とし、各学年で給付する採用人数・給付金額は、別表で定める。

2 採用人数により、年間授業料相当額給付枠1名分を半期授業料相当額給付枠2名分とすることができる。

3 奨学金の支給方法は次のとおりとする。

(1) 1年生の春学期授業料相当額は、追手門学院大学授業等納付規程第6条に定める納付期限までに授業料を納付させ、奨学金の対象となることが決定した後に春学期授業料相当額を振り込む。

(2) 1年生の秋学期授業料相当額、2年生以上の春学期及び秋学期授業料相当額は、各学期授業料等納付金から減免する。

(3) 住居費は、奨学生に振り込む。

4 給付を受けた者もしくは対象活動実績がありながら給付を受けることができなかった者のうち、単身生活を行う場合は、選考のうえ月額5万円を上限として住居費を給付することができる。

(他の奨学金との重複)

第9条 奨学生がその資格を有する期間、他の奨学金との重複受給については、次のとおりとする。

1 桜みらい奨学金及び教育後援会給付奨学金と重複して受給することはできない。

2 家族学費減免特例措置と重複して受給することができる。ただし、合計受給額が年間授業料相当額を超えることはできない。

3 国の高等教育修学支援制度による減免の重複受給について次の通り定める。なお、同支援制度による給付奨学金に受給制限はないものとする。

(1) 授業料

本奨学金により年間授業料相当額給付として採用される場合は、国の高等教育修学支援制度による減免を適用することはできない。半期授業料相当額給付として採用される場合は、本奨学金による支援と本学の年間授業料相当額との差額を上限として、

国の高等教育修学支援制度による減免を適用することができる。

(2) 入学金

本奨学金による支援が適用されない費目であるため、国の高等教育修学支援制度による減免を制限なく適用することができる。

4 前各項以外の奨学金等との重複受給は、当該奨学金等の規定によるものとする。

(異動)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学したとき
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき
- (3) 奨学金を辞退するとき

(失格)

第11条 奨学生が、給付年度内において、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学、退学、除籍又は入学を辞退したとき
- (2) 所属するクラブに関係なく留学したとき
- (3) 別表の通算学業成績最低基準単位数に満たないとき
- (4) 所属するクラブを休部、退部したとき
- (5) 追手門学院大学学則第64条及び追手門学院大学学生懲戒処分規程により処分を受けたとき
- (6) 奨学金を辞退したとき
- (7) 在籍期間が4年を超えたとき
- (8) その他奨学生として不適当と認められたとき

(返還)

第12条 奨学生が、給付年度内において、前条のいずれかに該当する場合、又は奨学金の受給が不適当と認められる場合には、奨学金及び住居費の全額又は一部の額の返還を遡って求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金及び住居費を一括して返還しなければならない。

(所管)

第13条 この規程の奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行し、2013年4月1日入学者から適用する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。ただし、第2条の規程にかかわらずアメリカンフットボール部に入部する2015年度入学生は、この規程を適用する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年1月1日から施行する。

(別表)

通算学業成績最低基準単位数

| 学年 | 春学期 | 秋学期 | 計 | 通算 |
|----|-----|-----|----|----|
| 1年 | 10 | 12 | 22 | 22 |
| 2年 | 14 | 14 | 28 | 50 |
| 3年 | 16 | 18 | 34 | 84 |

(別表)

奨学金給付対象者・給付金額（スポーツ特定強化団体優秀者給付奨学金規程第8条関係）

(1) 女子ラグビー部、女子サッカー部

1年次生

| 対象活動実績 | 採用人数 | 給付金額 |
|---------------|---------------|---------------|
| 女子ラグビー部及び女子サッ | 当該年度の採用人数は学生支 | 次のいずれかの金額を給付す |

| | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| カー部に所属し、次のいずれかの活動実績のある者。 (1)全日本高校代表（候補を含む）として出場した者、もしくは本学が同等と認めた者 (2)地方大会又は都道府県大会に出場した者、もしくは本学が同等と認めた者。 | 援課にて決定する。 | る。 (1)年間授業料相当額 (2)半期授業料相当額 |
|---|-----------|----------------------------------|

2年次生以上

| 対象活動実績 | 採用人数 | 給付金額 |
|--|------------------------|---|
| 顕著な活動実績を挙げ、他の学生の模範であると所属するクラブの部長及び指導者から年間授業料及び半期授業料相当額奨学生として推薦を受けた者で、女子ラグビー部及び女子サッカー部に所属している者。 | 当該年度の採用人数は学生支援課にて決定する。 | 次のいずれかの金額を給付する。 (1)年間授業料相当額 (2)半期授業料相当額 |

(2) 応援団（単身生活者に限る）

1年次生

| 対象活動実績 | 採用人数 | 給付金額 |
|--|------------------------|----------------------|
| 高等学校において応援団及びこれに類する団体に所属し、課外活動団体の応援活動や学内・学外行事において顕著な成績を収めた者。 | 当該年度の採用人数は学生支援課にて決定する。 | 月額5万円を上限として住居費を給付する。 |

2年次生以上

| 対象活動実績 | 採用人数 | 給付金額 |
|---|------------------------|----------------------|
| 顕著な活動実績を挙げ、他の学生の模範であると所属するクラブの部長及び指導者から住居費給付学生として推薦を受 | 当該年度の採用人数は学生支援課にて決定する。 | 月額5万円を上限として住居費を給付する。 |

| | | |
|-------------------|--|--|
| けた者で、応援団に所属している者。 | | |
|-------------------|--|--|

通算学業成績最低基準単位数（スポーツ特定強化団体優秀者給付奨学金規程第12条関係）

| 学年 | 春学期 | 秋学期 | 計 | 通算 |
|----|-----|-----|----|----|
| 1年 | 10 | 12 | 22 | 22 |
| 2年 | 14 | 14 | 28 | 50 |
| 3年 | 16 | 18 | 34 | 84 |